

市内介護サービス事業所
管理者 各位

健康福祉局介護保険課

横浜市介護サービス自己負担助成給付方法の見直しの実施について（依頼）

日頃から横浜市福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、介護サービス自己負担助成制度については、事業所の皆様のご協力により現物給付を実施することで、利用者の支払い額を軽減し、低所得者の負担軽減を効果的に実施してまいりました。

しかしながら、現物給付を実施するための確認や自己負担額の計算が複雑で、事業所の事務負担や利用者とのトラブルが年々増加している状況でもあったため、先日、各事業者アンケートにより現状について確認させていただきました。

アンケートの結果からも現物給付を実施していることでの課題や問題が数多くあることが確認されたため、給付方法を見直しすることといたしました。

つきましては、令和 7 年 8 月サービス利用分より、現物給付の一部を償還給付にいたしますので、事務の変更等大変お手数をおかけしますが、引き続き、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、利用者の皆様には、見直しまでの間、周知説明を行い見直しによるトラブルがないよう努めてまいります。

- 1 見直し（償還給付適用）の時期
令和 7 年 8 月サービス利用分から
- 2 利用者への周知
 - (1) 令和 6 年 8 月以降の助成証送付時に案内チラシを同封
 - (2) 自己負担助成金振込時の決定通知に案内を掲載
- 3 添付書類
見直し概要

健康福祉局介護保険課給付担当
担当：片寄、前田、金井
電話：045-671-4294

見直し概要

助成制度の種類	対象サービス	助成内容	助成種類	助成方法（変更前）	助成方法（変更後）
在宅サービス助成	訪問介護等の在宅サービス	利用者負担額を第1段階は3%に第2・第3段階は5%に軽減	定率助成	(現物給付) 原則 ^{※1} 、軽減された額で事業者に支払い	→ (償還給付) サービス利用月の約3ヶ月後に横浜市から給付 変更なし
		軽減後のなお残る自己負担額が上限額（第1段階4,500円、第2段階7,500円、第3段階12,300円）を超える場合、超えた額を助成	定額助成	(償還給付) サービス利用月の約3ヶ月後に横浜市から給付	
グループホーム助成	ショートステイを除く認知症対応型共同生活介護	利用者負担額を5%に軽減	定率助成	(現物給付) 原則、軽減された額で事業者支払い	→ (償還給付) サービス利用月の約3ヶ月後に横浜市から給付 変更なし
		軽減後のなお残る自己負担額が上限額（第1・第2段階7,500円、第3段階12,300円）を超える場合、超えた額を助成	定額助成	(償還給付) サービス利用月の約3ヶ月後に横浜市から給付	
		家賃・食費・光熱水費について、月額上限（第1・第2段階は55,000円、第3段階は30,000円）までの費用を助成		(現物給付) 原則 ^{※1} 、軽減された額で事業者支払い	
施設居住費助成	介護老人福祉施設等の施設サービスのユニット型個室	居住費を月額5,000円程度助成（日額165円）		(償還給付) サービス利用月の約3ヶ月後に横浜市から給付	変更なし

※1 助成証に記載の現物給付開始月前の支払いについては、償還給付になります。

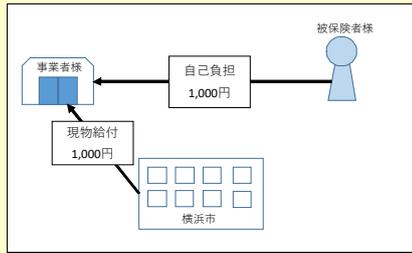
<イメージ>

(例) 20,000円の介護保険サービス利用：保険給付18,000円、自己負担2,000円

⇒被保険者様への助成内容→自己負担助成1,000円

① 現行

事業者様にて助成額を差し引いた金額を請求、後日横浜市より事業者様に助成額を入金（現物給付）



② 令和7年8月サービス利用分より

事業者様にて助成額を差し引かず金額を請求、後日横浜市より被保険者様に助成額を入金（償還給付）

